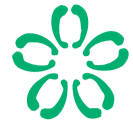


まぐら市議会だより



2006.5.1
〈平成18年〉

発行 佐倉市議会 編集 議会報編集委員会 〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地 TEL484-6177 FAX486-2508

2月定例会

平成18年度一般会計予算 355億2500万円

子育て支援や教育内容の充実、
高齢社会に備えた健康づくりの推進、
生活環境の効率的整備に重点



【佐倉市立美術館】(老朽化のためハイビジョンホールを多目的ホールに改修)

2月定例会は、2月21日から3月17日までの25日間にわたり開かれました。今定例会では、「平成18年度佐倉市一般会計予算」など議案49件、諮問4件が提出され、議案第23号を除き、原案どおり可決・同意しました。(議案第23号については修正可決)

陳情については「医療制度の改善を求める陳情」など4件、議員発議については「小児慢性特定疾患医療費助成についての意見書」など4件を提出し審議しました。

一般質問には、各会派の代表質問に6人、個人質問に10人が登壇し、市政について広範囲の質問を行いました。

平成18年度予算の概要と議決結果 (議決 3月17日)

◎は全員賛成、○は賛成多数

市長提出議案 ※丸数字は議案番号	本会議の議決結果	
一般会計予算 予算総額は355億2500万円で、前年度に比べ1.7%の減。歳入として、市税約230億円、国庫支出金約28億円、市債約19億円、基金からの繰入金約3億円などを計上。主な事業は、戸籍電算システム整備(2億2878万円)、乳幼児医療対策(1億280万円)、健康増進企画(145万円)、合併浄化槽普及促進(6864万円)、(仮)市営大蛇住宅建設(3億2925万円)、中学校施設改築・改造(1億2852万円)、小学校図書館図書整備(2520万円)など。	原案可決	○
② 国民健康保険特別会計予算 保険給付費など、141億6803万1000円。前年度に比べ12.3%の増。	原案可決	○
③ 交通災害共済事業特別会計予算 共済見舞金など、1299万2000円。前年度に比べ4.6%の減。	原案可決	◎
④ (仮)市営大蛇住宅建設用地等に係る公債費など、2億4232万7000円。前年度に比べ2.1%の減。	原案可決	◎
⑤ 下水道事業特別会計予算 下水道の維持管理・整備費、公債費など、24億4336万6000円。前年度に比べ7.9%の減。	原案可決	○
⑥ 老人保健特別会計予算 医療給付費など、101億7750万3000円。前年度に比べ3.2%の増。	原案可決	○
⑦ 農業集落排水事業特別会計予算 処理場の維持管理費や公債費など、7313万1000円。前年度に比べ243.2%の増。	原案可決	○
⑧ 介護保険特別会計予算 介護及び支援サービスの給付など、61億138万7000円。前年度に比べ2.0%の増。	原案可決	○
⑨ 災害共済事業特別会計予算 共済給付金など、950万3000円。前年度に比べ12.2%の減。	原案可決	◎
⑩ 水道事業会計予算 収益的収入37億7600万円。収益的支出33億8000万円。 資本的収入2億1000万円。資本的支出18億4700万円。	原案可決	○

予算審査特別委員会を設置

平成18年度の一般会計・特別会計・水道事業会計の予算審査を行うため、予算審査特別委員会を設置しました。選出した委員は次のとおりです。

- ◎清宮 誠 ○長谷川 稔
- 道端園 枝 児玉正直
- 櫻井道明 川名部実
- 小林右治 宮部恵子
- 森野 正 櫻井康夫
- 中村孝治 富塚忠雄
- 倉田彰夫

◎委員長、○副委員長

平成18年度予算を審査

予算審査特別委員会は4日間にわたり開催され、担当部課長の説明を受け、現地視察等も行い、慎重に審査を行いました。

定例会の最終日には清宮誠委員長の審査結果報告があり、次の4点を要望しました。
①税の公正・公平性を保てるよう今後一層の努力をされたい。
②時間外勤務の是正については今後さらに努力されたい。
③水道水については引き続き安心・安全な水の供給に努力されたい。
④鳥インフルエンザ等、市民の健康・安全性を脅かす事態については、市全体が対応可能な体制づくりに努力されたい。



▲佐倉中学校を視察

市政に関する

一般質問

一般質問とは、議員が議案に関係なく、市政全般にわたる質問をいいます。

2月定例会では、2月28日から3月3日までの4日間にわたり、一般質問が行われ、市政に対し活発な議論が展開されましたので、その一部を掲載します。

詳細については、市役所2階市政資料室・市内各図書館にて会議録（6月上旬発行予定）の閲覧、または、佐倉市ホームページより会議録検索システム（6月配信予定）をご覧ください。

代表質問

● 財政問題について

景気は緩やかに回復しているという日本経済の基調判断が示されているが、今後も厳しい財政状況が継続していくことが予測される。佐倉市の財政について、歳入全体の減少傾向の中で緊縮型の予算編成を余儀なくされており、収支のバランスを保ちながら、いかに適切な行政サービスを提供していくかが問われるところである。平成18年度当初予算の概要と、編成にあたっての基本的な考え方について伺う。

答 歳入規模に合わせた歳出構造とすること、持続可能な市の財政の確立を目指すことを基本的な目標としている。昨年に引き続き12%の削減というところで、各部署への枠配分方式で対応した。一方、市民の視点に立ってメリハリのついた予算編成ということ、①次の時代を見据えた子育て支援と教育内容の充実、②高齢社会に備えた健康づくりの推進、③生活環境の効率的な整備の3点を

さくら会

望月清義

た子育て支援と教育内容の充実、②高齢社会に備えた健康づくりの推進、③生活環境の効率的な整備の3点を

● 行政改革について

重点施策としている。佐倉市では、新たな行政改革プランを策定し、年度内に公表予定と聞いているが、この行政改革プランの概要及び今後の進め方について伺う。

答 今回の行政改革プランは、佐倉市行政運営方針と、これに基づいて具体的な施策を示す佐倉市集中改革プランで構成している。今年度から平成21年度までを計画期間として、5年後の目指すべき行政運営の将来像を示している。経費削減を進め、行政のスリム化を目指す効率性を重視した行政運営、市民満足度の向上を目指す成果や顧客重視した行政運営、市民参加の拡大を目指す市民協働型の自治運営の推進といった3つの視点から取り組んでおり、それぞれ目標の数値化を図っているところである。このような視点に基づく具体的な取り組み項目は124項目ほどあるが、こうした改革の項目を着実に実施するよう今後とも取り組んでいく。なお、市民の参加と協力が不可欠であり、この経過は広報あるいはホームページ等で知らせていく。

● 子供の居場所づくり「すくすくスクール」について

江戸川区で進めているすくすくスクールという事業は、区内のすべての小学校で行われている。放課後から夕方まで、学校の教室や校庭、体育館などで1年生から6年生までの子供たちが一緒に遊んだり、学習したりと様々な活動をするというところである。この取り組みの特徴は、地域の大人たちが積極的に協力参加している点である。一方、放課後の児童対策として学童保育が実施されているが、この対象は共働き家庭など留守家庭における10歳未満の児童に限られており、子供たちの相手は地域の人ではない。江戸川区ではこの2つの事業を並行して行っているが、すくすくスクールは学童保育に比べ、対象児童数は約8倍であり、約6分の1以下の費用とすることで、すくすくスクールは行政改革の立場からも評価のできる事業であり、このような子供の居場所づくりを佐倉市内の学校も取り入れたいと思うがどうか。

公明党

長谷川稔

満の児童に限られており、子供たちの相手は地域の人ではない。江戸川区ではこの2つの事業を並行して行っているが、すくすくスクールは学童保育に比べ、対象児童数は約8倍であり、約6分の1以下の費用とすることで、すくすくスクールは行政改革の立場からも評価のできる事業であり、このような子供の居場所づくりを佐倉市内の学校も取り入れたいと思うがどうか。

● 佐倉市の行政改革は市民本位で進められているのか

今後5年間の行政改革案が示されたが、住民福祉の向上という行政の本来の役割について共通認識がないままに議論が進められたのは非常に問題である。59億円の財源不足を削減する目標に対し85億の効果額が予想される削減一辺倒の計画であるうえ、市民には受益者負担が強められ、他自治体と比べても少ない職員数を10%も削減し、民営化や指定管理者への移行を推進する内容となっている。自治体が直接サービスから撤退し、コーディネーター役に特化するの、行政の責任や負担を削減することが目的であり問題と考えるがどうか。

答 今後の行政の役割は次の2つと考えている。①税の賦課徴収、許認可事務、重要な計画・政策の立案、予算編成など権力を行使してやらなければならない業務。②委託の場合の業務内容の監督や指示といった調整機能など、民間活動をコーディネートしていく業務。当面、福祉や文化スポーツの分野で市民協働型行政運営への転換を図りたい。

市民ネットワーク

入江晶子

今後の行政の役割は次の2つと考えている。①税の賦課徴収、許認可事務、重要な計画・政策の立案、予算編成など権力を行使してやらなければならない業務。②委託の場合の業務内容の監督や指示といった調整機能など、民間活動をコーディネートしていく業務。

● 佐倉新町地区における中心市街地活性化支援事業について

①「佐倉新町江戸勝り」といわれた賑わいのあった佐倉新町も今日では空き地や駐車場が増え、かつての面影もなくなりました。中心市街地活性化基本計画が策定され新町地区を中心に事業が進められているが、新町の住民にとってはあまり関心がないように思える。しかし、この事業に携わっている方々の努力と想像性には頭が下がる思いがする。私も住民の一人としてイベント時には自ら商業者として参加をさせて頂いているが、毎日店舗を営むほど観光客もないのが現実である。観光事業をテーマに活路を見出すほうが参加してみようという住民が増えるのではないかと。各種の観光イベントを通してどれだけの賑わいが創出できたのかという点と中心市街地活性化事業の今後の展開について伺う。

市民会

櫻井康夫

②旧296号は新町のメイン幹線時代祭りや秋祭りには道路そのものが会場になる。国道が

● 国民保護計画は佐倉市の平和を守るか

「国民保護」と銘は打って実態は米政府が展開する戦争に日本が深く組み込まれていく計画に他ならない。他市の例だが計画のシミュレーションをし、有事の際の予防措置としては全く機能しないことを公開している。今改めて平和憲法第九条二項（戦力は不保持・交戦権は否認）を柱に市の平和施策を強め学校、職場、地域に広めるべきだがその取り組みについて伺う。

答 今回の制度改正は住民自治を深く考えるきっかけになったと思う。回覧だけでなく、地域の総意の取りまとめを望む。懇話会からの「連絡長を通してなされた業務については制度の急激な変化による混乱を回避しつつ委託業務に切りかえること」との提言も尊重した。今後の成り行きを見て改めるべきことは改めていく。

新社会党

勝田治子

市の平和を考える事を内外に向けアピールする必要がある。一方で有事を想定しての備えが必要と考えるの



無電柱化整備予定の旧国道296号（新町地先）

● 高齢者にトリプルパンチ・7万円負担増の新年度予算について

06年度の佐倉市予算の特徴は、高齢者をねらい撃ちにして市民税増税・国民健康保険税・介護保険料のトリプルパンチを浴びせている。増税や負担増によって佐倉市に住む65歳以上の人は、総額どのくらいの負担になるのか。68歳で夫婦二人暮らし、夫の厚生年金が240万円の世帯ではいくらの負担になるのか。

答 モデルケースでは、所得税や国保税等で24万4000円となり、17年度と比べると所得税・住民税で3万円、国民健康保険税で2万5000円、介護保険料が1万7000円、合計で7万円の増となる。公的年金等控除、老年者控除の見直しに伴う対象人数は約300人。税額は1億3000万円と試算している。

● 家庭ゴミの有料化の体制は整っているか

市民はごみの袋の価格にはすでに市の手数料が入っているとの認識が一般的。ごみ減量等推進審議会に有料化を提案した理由はなにか。ごみの減量より有料化して佐倉市の収入を増やすためではないか。

答 ごみを沢山出す人と、ごみの減量に努めている人との排出量に応じた負担の公平化を図ることで、ごみの減量を推進することにある。市指定のゴミ袋の見直しや粗大ゴミの有料化などを実施するなどを、家庭ごみの有料化の導入効果が期待できると考えている。

日本共産党

児玉正直

家庭ごみの有料化の導入効果が期待できると考えている。

用語解説

【国民保護計画】

テロや武力攻撃が発生した際に、県や市が迅速に国民の保護のための措置を実施することができるようにするため、国民保護計画を作成することとされています。市の国民保護計画は、国民の保護のための実施体制、住民の避難や救援、物資の備蓄や訓練等について、定めることとされています。

個人質問

市長の政治姿勢

藤崎良次

問 ①新年度における佐倉市の地域手当は？②佐倉市民オンブズマン連絡会のアンケートでは、議会の録音・録画の情報公開は、96%の人が公開すべきとの回答でしたが、佐倉市議会は録音や録画（一部を除く）を情報公開していない。不服申出の結果、情報公開審査委員は「代表者会議、全員協議会の事務は議会事務局の職務と言えない」と述べ、給与を支給すべきでないと考えるが、③学童保育施設の進捗は？④前議会で入札参加可能事業者は30者が原則と述べたが実績は？

答 ①佐倉市は8%でいく。②審査委員の判断は尊重する。③内郷小学校は平成20年度に需要調査をして対応する。④30者未満は工事で68件中13、測量で20件中20、公園管理で51件中51である。

約40億円の赤字！寺崎土地区画整理事業

市民ネットワーク 工藤啓子

問 寺崎の総事業費約130億円の内、保留地処分金が約110億円。

これは平米単価を平均11万4000円と計算した時の値。現在時価相当単価は約7万円。9万6000㎡の土地代は70億円弱。約40億円の赤字補填分を都市機構が佐倉市に要求することはないのか。赤字に伴う事業見直しはしないのか。前議会で工事完了が3年間繰り延べになる旨の話があったが説明を。完了予定の平成25年度までには精算が終わらない状態について地権者への説明責任は。

答 事業赤字は施行者である都市再生機構が負担すべきであり、佐倉市が新たな負担をすることは。地盤改良に時間を要し、下水道工事に3年程度の遅れが見込まれ、実質2年間延長した。

「特区」への取り組みについて

公明党 岡村芳樹

問 「特区」（構造改革特別区域）制度は、地方公共団体や地域の人々のアイデアに基づき、あらゆる分野において、規制の特例による構造改革を行うもの。地域の特性を活かした新しい試みは、地域経済の発展にも大きく貢献することが期待される。そのため佐倉市でも「特区」制度について広く周知を図り、自発的に様々なアイデアが提案されるようにしていくのか。

答 地域の生活課題の抽出は地区社会福祉協議会による住民福祉懇談会や福祉施設に向向いの意見聴取、文献調査から行う。福祉分野の個別計画とは共通の理念を結びつけ、矛盾のないように検討会、研究会、作業部会

志津駅北口のエレベーター設置について

新社会党 冨塚忠雄

問 志津駅北口のエレベーター設置について、鉄道事業者とどのような話し合いをしたのか。内容と今後の方向性について伺う。

答 京成電鉄とは昨年12月以降、4回話し合い、市内の他の駅も順次整備することを前提に、先に志津駅を交通バリアフリー法の移動円滑化基準（上下線ホームへのエレベーターと多機能トイレ設置を含む）を満たすように整備するとの回答を得ている。市としてはこの整備への支援の必要性から、18年度予算に200万円の補助金を計上し、18、19年度の2カ年で基準に適合するような整備をすることで協議中である。今後、京成、JRと協議し、鉄道駅バリアフリー化の支援策を実施計画に盛り込み、整備を図っていく。

さらに便利な交通の改善を

山口文明

問 京成電車スカイライナーの京成佐倉駅停車とJR成田エクスプレスの佐倉駅停車実現につき、取り組んでもらいたい。生

活の利便が増し、まちづくりに弾みがつく。市からの要望を強くお願いする。スカイライナーは朝・夜は一部停車しているが、これを日中にも枠を広げてもらいたい。四街道市では粘り強い交渉の結果、昨年末に成田エクスプレスの朝・夜5本の四街道駅停車が実現している。

答 成田新高速鉄道（北総鉄道の延伸）が開通する予定だが、これにより北総鉄道経由が都心までの最速となり、京成、JRの鉄道事情にも影響を与え、思われる。将来的な佐倉市民の一層の利便性向上を主眼とし、京成電鉄とJRに対して交渉していく。

行財政改革の推進について

やまぐち市 川名部実

問 厳しい財政状態に加え、昨年から人口が減少に転ずる中で、急激な少子高齢化の進行により人口構成が大きく変わろうとしている。まさに時代の転換点において自治体はそのマネージメント力を問われているから、10年後を見据えて、主体的に構造改革に取り組むべきではないか。

答 地方分権一括法が制定され、自治体も自己決定、自己責任の原則のもとに自治体経営をする

耐震対策等について

日本共産党 戸村庄治

問 耐震偽装は非社会的・衝撃的事件であります。建築基準法の改定で、建築確認検査が民間解放され、以来、民間機関への発注が増加し「早く、甘く、ノーチェック」の検査をばびこらせ、検査自体おかしくしてしまつたと言われる。特定行政庁の当市においても約8割は民間の機関で処理されている。最高裁は「民間に委託しても建築確認は自治体の責務」としている。市の対応を伺う。

答 佐倉市は平成16年度から特定行政庁へと移行し、民間の指定確認検査機関が行う建築確認に対し、建築基準法に基づき、その内容が適合しているかの確認をしている。市民の安全、安心を確保するため、引き続き適正な建築確認検査業務を行う必要があると考えている。

高齢者等の対策について

公明党 神田徳光

問 ①徘徊等の位置がパソコン、携帯電話から確認できるGPSを利用した位置情報提供装置は、検索性ケベルと比較して有効と考える。助成の状況と普及について伺う。②認知症や介護を必要とする状況にならないための予防事業の推進の重要性から、4月より介護予防事業が介護保険制度に位置づけられ実施されると聞く。事業内容と、準備状況を伺う。

答 ①位置情報提供装置の機器購入費助成について、平成17年度は佐倉市4件、八街市1件に助成している。また、制度や装置の普及、啓発を図るためPRを行っている。②介護予防事業について、一般高齢者を対象とする地域介護予防活動支援事業等、また、特定高齢者を対象とする特定高齢者把握事業などを予定している。

一般質問通告要旨

代表質問

※は持ち時間2時間、()内は会派名

望月 清義 (さくら会) ※

- 1 市長の政治姿勢について 2 福祉・健康づくり問題について
3 経済環境問題について 4 建設問題について
5 教育問題について

長谷川 稔 (公明党)

- 1 市長の政治姿勢について
2 近年の事故・事件の教訓を生かした安心・安全な市民生活とまちづくりについて
3 子育て支援・子供の居場所づくりについて
4 志津霊園問題について

入江 晶子 (市民ネットワーク) ※

- 1 市長の政治姿勢について
2 佐倉市の行財政改革は市民本位で進められているのか
3 パブリックコメント制度のあり方について
4 「市民協働型社会における地縁組織との関係再構築等のための推進方針」について

櫻井 康夫 (市政会) ※

- 1 市長の政治姿勢について 2 新年度予算について
3 中心市街地活性化支援事業について 4 企業誘致事業について
5 朝日健康マラソンについて

勝田 治子 (新社会党)

- 1 有事法制の「国民保護計画」は佐倉市の平和を守るのか
2 制度改正等による市民負担増への対応について
3 子育て支援について

児玉 正直 (日本共産党)

- 1 市長の政治姿勢について 2 介護保険の見直しについて
3 国保税の増税について 4 家庭ゴミの有料化について

個人質問

藤崎 良次

- 1 新年度に向けて、公益通報者保護法、学童保育、損失補償契約、ごみ処理有料化等への市長の政治姿勢
2 佐倉市バランスシート 3 行財政改革

工藤 啓子 (市民ネットワーク)

- 1 市長の政治姿勢
2 国民健康保険税の税率見直しにおける問題点
3 土地区画整理事業に関わる諸問題について
4 下志津・畔田の土地取得と直弥地区における残土埋め立て問題について

岡村 芳樹 (公明党)

- 1 行財政効率化への取り組みについて
2 特区への取り組みについて
3 学校の情報伝達について 4 印旛沼関連

道端 園枝 (市民ネットワーク)

- 1 平成18年度予算編成上の問題点について
2 振興協会について 3 地域福祉計画について

冨塚 忠雄 (新社会党)

- 1 市長の政治姿勢について
2 志津駅北口のエレベーター設置について
3 市職員の労働条件について 4 学区変更について

山口 文明

- 1 まちづくりについて 2 高齢化社会について
3 行財政改革について 4 教育について

川名部 実 (さくら会)

- 1 行財政改革の推進について 2 2007年問題について

森野 正 (公明党)

- 1 国民健康保険について 2 学校教育について
3 広告ビジネスについて 4 内部障害者・内臓疾患者について

戸村 庄治 (日本共産党)

- 1 建築問題 2 区画整理問題について
3 農業問題 4 国民保護法

神田 徳光 (公明党)

- 1 高齢者等の対策について 2 教育問題

◎上記の通告内容は、佐倉市議会会議規則第60条に基づき質問者から議長に文書で通告のあった内容を基に、大項目のみ掲載しています。

2月定例会の議案と議決結果 (議決 3月17日)

議案①～⑩ (新年度予算) については1ページに掲載しています。

◎は全員賛成、○は賛成多数、△は賛成少数

市長提出議案 ※丸数字は議案番号、白抜き数字は諮問番号	本会議の議決結果
⑪ 平成17年度佐倉市一般会計補正予算 5億660万8千円の増額補正で歳入歳出の総額はそれぞれ376億5133万7千円。歳出の主なものとして、増額については、国立病院の統廃合に伴う後医療対策事業、石綿セメント管更新事業出資金、財政調整基金への積立によるもの。また、減額については、各事業の執行残によるもの。歳入の主なものとして、市税を増額補正するほか、前年度繰越金を計上。	原案可決 ○
⑫ 平成17年度佐倉市国民健康保険特別会計補正予算 主な内容は、国の三位一体改革による国と県の負担割合の変更に伴う歳入補正。歳出については、診療件数増による委託料、通信費の増。	原案可決 ○
⑬ 平成17年度佐倉市交通災害共済事業特別会計補正予算 交通災害共済基金の利子分の積立。	原案可決 ◎
⑭ 平成17年度佐倉市公共用地取得事業特別会計補正予算 土地開発基金の利子分の積立。	原案可決 ◎
⑮ 平成17年度佐倉市下水道事業特別会計補正予算 歳出の主なものとして、印旛沼流域下水道維持管理費負担金の減額。地方債の補正については、公共下水道事業債など2件の限度額の変更を行おうとするもの。	原案可決 ◎
⑯ 平成17年度佐倉市老人保健特別会計補正予算 主な内容は、歳入予算の支払基金交付金の減額並びに一般会計繰入金増の増額。	原案可決 ○
⑰ 平成17年度佐倉市農業集落排水事業特別会計補正予算 主な内容は、排水施設維持管理費の減額。	原案可決 ◎
⑱ 平成17年度佐倉市介護保険特別会計補正予算 主な内容は、保険給付費の減。	原案可決 ○
⑲ 平成17年度佐倉市災害共済事業特別会計補正予算 災害共済基金の利子分の積立。	原案可決 ◎
⑳ 佐倉市情報公開条例の一部を改正する条例制定について 議案20号と21号は、開示請求者からカラー複写の請求があった場合の手数料を定めるほか、開示手数料を定めた別表中の文言を整理するもの。	原案可決 ◎
㉑ 佐倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について 自治会の代表者等に委嘱していた連絡長を廃止することに伴い、区長等の報酬を定める規定を削除するもの及び国民保護法に基づき設置することとなる佐倉市国民保護協議会の委員の報酬を定めようとするものなど。	原案可決 ○
㉒ 佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について 国民健康保険の医療保険給付費、介護保険納付金等の支出増加に伴い、国民健康保険の健全な運営を維持するため、18年度分から保険料率を引き上げるとともに、低所得者の負担を軽減するため、軽減額の引き上げを行おうとするもの。均等割と平等割の引き上げ額を緩和し修正可決。	修正可決 ○
㉓ 佐倉市災害対策本部条例制定について 佐倉市国民保護対策本部及び佐倉市緊急対処事態対策本部条例を制定することに伴い、佐倉市災害対策本部条例の構成等の見直しを行い、全部改正するもの。	原案可決 ○
㉔ 佐倉市国民保護協議会条例制定について 国民保護法に基づき「市の国民の保護に関する計画案」を作成するに当たり、諮問機関として同法に基づき設置する「佐倉市国民保護協議会」の組織及び運営に関し、法律に定めがあるもののほか、必要な事項を定めようとするもの。	原案可決 ○
㉕ 佐倉市国民保護対策本部及び佐倉市緊急対処事態対策本部条例制定について 国民保護法に基づき有事の際に設置することとなる、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し、法律に定めがあるもののほか、必要な事項を定めようとするもの。	原案可決 ○
㉖ 佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について ハイビジョンホールの機器が老朽化したため撤去し、講演会等に使用する一般のホールに用途を変更するもの。	原案可決 ◎
㉗ 佐倉市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について 佐倉市民体育館の改修工事に際して空調設備を設置したことに伴い、冷暖房設備の使用料を定めようとするもの。	原案可決 ○
㉘ 佐倉市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例制定について 佐倉市青少年問題協議会の庶務を教育委員会から市長部局の所管にするもの。	原案可決 ◎
㉙ 佐倉市児童福祉施設入所児負担金助成条例を廃止する条例制定について 保育園や学童保育所に通園する児童の扶養義務者との負担の公平化、障害者自立支援法の施行による居宅サービスの利用者負担との公平化の観点から、県が措置する児童福祉施設に入所負担金を納付する児童の扶養義務者への助成を廃止するもの。	原案可決 ○
㉚ 佐倉市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について 市町村が助成する対象者を県が変更したことに伴うもの。	原案可決 ◎
㉛ 佐倉市環境審議会条例の一部を改正する条例制定について 現委員が平成18年4月30日をもって任期満了となるに当たり、市政への市民の参画の観点から、現行の委員の区分等のうち市議会議員3人及び関係行政機関の代表2人を廃止し、公募による市民4人を新たに追加、意見を有する者を5人から6人に変更するもの。	原案可決 ◎
㉜ 佐倉市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について 市営大蛇住宅への移転が完了した宮小路住宅及び田町住宅を廃止するもの。	原案可決 ◎
㉝ 佐倉市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について 公営住宅法施行令の一部改正に伴うもの。	原案可決 ◎
㉞ 佐倉市道路線の認定について 上志津地先の1路線を佐倉市道路線として認定するもの。	原案可決 ○
㉟ 佐倉市道路線の認定について 上志津原地先の1路線を佐倉市道路線として認定するもの。	原案可決 ○

建物等譲与について ⑳ 平成18年4月1日に廃止する江原新田農村広場内の「やすらぎの家」及び附帯施設について、認可地縁団体となった江原新田に無償譲渡するもの。	原案可決 ◎
⑳ 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	原案可決 ◎
㉑ 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について	原案可決 ◎
㉒ 千葉県自治センターの解散に関する協議について	原案可決 ◎
㉓ 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について	原案可決 ◎
㉔ 固定資産評価審査委員会委員の選任について 井野口綾子(いのぐちあやこ)氏を選任するもの。	原案可決 ◎
㉕ 佐倉市議政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について 議員一人当たりの政務調査費の年額を60万円から48万円に引き下げるもの。	原案可決 ○
㉖ 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について 特別職及び一般職職員の給与改定に伴い、議員の6月期末手当及び12月期末手当について、それぞれの支給月数を0.025月引き上げ、年間の支給月数を4.4月から4.45月にするもの。	原案可決 ○
㉗ 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案45号と46号は、市の財政状況や一般職職員の給与改定の状況などを考慮し、	原案可決 ○
㉘ 市長・助役・収入役・水道事業管理者及び教育長の給料の額をそれぞれ月額2万円減額するほか、6月期末手当及び12月期末手当について、それぞれの支給月数を0.025月引き上げ、年間の支給月数を4.4月から4.45月にするものなど。	原案可決 ○
㉙ 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について 一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 平成17年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告並びにこれらに基づく国及び千葉県の対応に準じて行う給与構造の改正。	原案可決 ○
㉚ 佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例制定について 平成18年3月1日に公布された「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」による改正後の各政令及び介護保険法に基づき、65歳以上の被保険者の保険料を18年度分から引き上げるほか、低所得者を配慮した保険料の区分を設定するものなど。	原案可決 ○
㉛ 平成17年度佐倉市一般会計補正予算 歳入歳出それぞれ860万円を減額補正するほか、繰越明許費及び地方債の補正を行うもの。これに既定予算及び議案第11号の補正予算を合わせると、予算総額は376億4273万7千円。	原案可決 ◎
① 人権擁護委員候補者の推薦について 岡野敦(おかのあつし)氏を推薦するもの。	同意 ◎
② 人権擁護委員候補者の推薦について 葛西広子(かさいひろこ)氏を推薦するもの。	同意 ◎
③ 人権擁護委員候補者の推薦について 外山隆造(とやまりゅうぞう)氏を推薦するもの。	同意 ◎
④ 人権擁護委員候補者の推薦について 村松洋子(むらまつひろこ)氏を推薦するもの。	同意 ◎

請願・陳情 ※白抜き数字は陳情番号		
㉜ 医療制度の改善を求める陳情	不採択	△
㉝ 介護保険制度の改善を求める陳情	不採択	△
㉞ 国民健康保険制度の改善を求める陳情	不採択	△
㉟ 小児慢性特定疾患医療費助成についての意見書の採択に関する陳情	採択	◎

議員発議 ※丸数字は発議案番号		
① 耐震構造偽装問題の再発防止を求める意見書	否決	△
② 労働時間の規制緩和に反対する意見書	否決	△
③ 小児慢性特定疾患医療費助成についての意見書	原案可決	◎
④ 藤崎良次議員に対する問責決議	原案可決	○

動議		
議案第43号「佐倉市議政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について」に対する修正動議 年額を「48万円」から「36万円」に修正するもの。	否決	△
議案第44号「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」に対する修正動議 議長・副議長・議員の報酬をそれぞれ2万円ずつ引き下げようとするもの。	否決	△
議案第45号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」に対する修正動議 特別職の職員に対し地域手当を支給しないようにするもの。	否決	△
議案第46号「教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について」に対する修正動議 教育長に対し地域手当を支給しないようにするもの。	否決	△

6月定例会の予定

議会を傍聴してみませんか

- ◆初日 6月5日(月) 午後1時から
 - ◆一般質問 12日(月)～15日(木) 午前10時から
 - ◆常任委員会 16日(金)、19日(月)～21日(水)
 - ◆最終日 23日(金) 午後1時から
- ☆日程は変更になることもありますので、事前にお問い合わせください。
議会事務局 ☎484-6279

お茶の間でもご覧になれます

CABLENET296の5チャンネルでは、本会議の様態を翌日に放送します。

【放送予定】

- ◆初日 6月6日(火) 午後5時30分から
- ◆一般質問 13日(火)～16日(金) 午後5時30分から
- ※番組の始めに各議員の放送時間帯をお知らせいたします。
- ◆最終日 24日(土) 午後5時30分から

議会百景

平成17年度の4回の定例会が終りました。一年間を通じ、議会運営に関し、会議規則や申し合わせ事項の認識不足や、質問質疑、討論などにおける拡大解釈による範囲を超えた発言が時折みられる状況に至ったことは非常に残念です。佐倉市議会とは非常に残念です。佐倉市議会規則第五章「議員は議会の品位を重んじなければならぬ」という項目を再認識したいものです。(議長 押尾豊幸)

手話通訳で議会を傍聴できます

聴覚に障害を持つ方が議会を傍聴するために、平成16年度から傍聴席で手話通訳を受けられることになりました。手話サービスを円滑に受けられる席は8席です(要申し込み)。
【申し込み方法】
申請書に必要事項を記入し、希望日の6日前までにファクス・Eメールで。
※申請書は市議会のホームページか議会事務局まで(ファクス送付可)。
【FAX】(486)2508